

# デジタル・ネットワークの発達に対応した 法制度等の基盤整備について

平成27年4月27日(月)  
文化庁長官官房著作権課

# 目次

1. クラウドサービス等と著作権 及び  
クリエイターへの適切な対価還元
2. 電子書籍に対応した出版権の整備
3. 教育の情報化

# 1. クラウドサービス等と著作権 及び クリエイターへの適切な対価還元

「知的財産推進計画2014」(平成26年7月知的財産戦略本部)における記述

## 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備 (新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備)

- 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

※同趣旨の内容が、知的財産推進計画2013(平成25年6月知的財産戦略本部決定)及び知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)にも記されている。

## 対応状況

- ・平成25年度から検討開始。平成26年度は、文化審議会著作権分科会の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」を設置し、これらの課題について集中的に検討。
- クラウドサービス等と著作権に関する課題については一定の結論が得られたため、平成27年2月、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が取りまとめられた。

# (1) クラウドサービス等と著作権

## ① ロッカー型クラウドサービスについて

### ロッカー型クラウドサービスの分類

ロッカーに保存されるコンテンツは利用者が用意

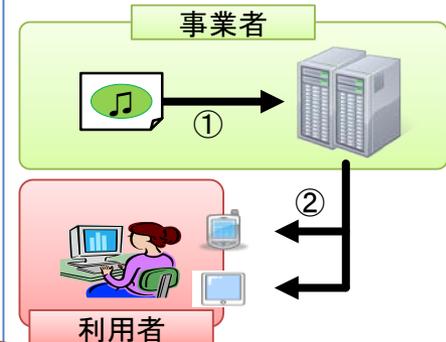
視点1  
視点2

#### 配信型

ロッカーに保存されるコンテンツはクラウド事業者が用意

#### ユーザーアップロード型

プライベート型



<例> Amazon Cloud player, 電子書籍サービス

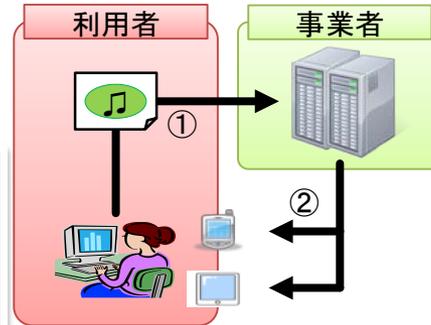
契約等に対応

タイプ1  
(プライベート・配信型)

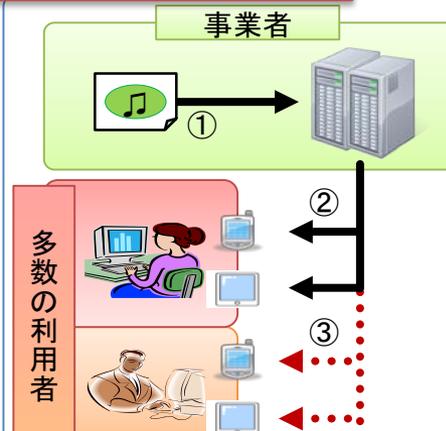
<例> マイキャビ (Nifty), MP3tunes, MYUTA

権利者の許諾は基本的に不要

タイプ2  
(プライベート・ユーザーアップロード型)



一人の利用者のみが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能



タイプ3  
(共有・配信型)

<例> 動画配信サービス

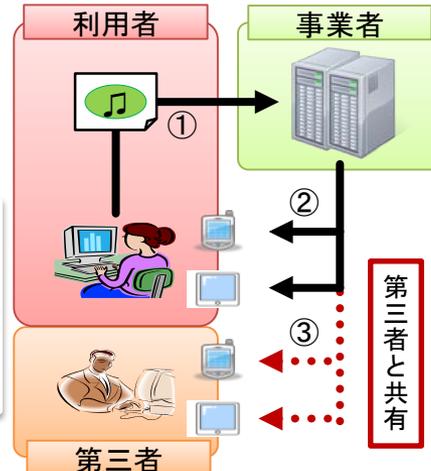
契約等に対応

タイプ4  
(共有・ユーザーアップロード型)

<例> MegaUpload

契約等に対応

共有型



第三者と共有

多数の利用者が、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能

## 審議会において主に議論された点

### タイプ2のロッカー型クラウドサービスに対する評価

- 有識者の意見も踏まえた検討の結果、タイプ2については、基本的に利用行為主体※1は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、**権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した。**
- 権利者から、私的使用目的の複製の範囲内と解されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。
- 事業者からタイプ2に限定した形の法改正を行うことは不要であるとの意見が示された。  
⇒以上を踏まえ、現時点においては**法改正を伴う制度整備の必要性は認められなかった。**

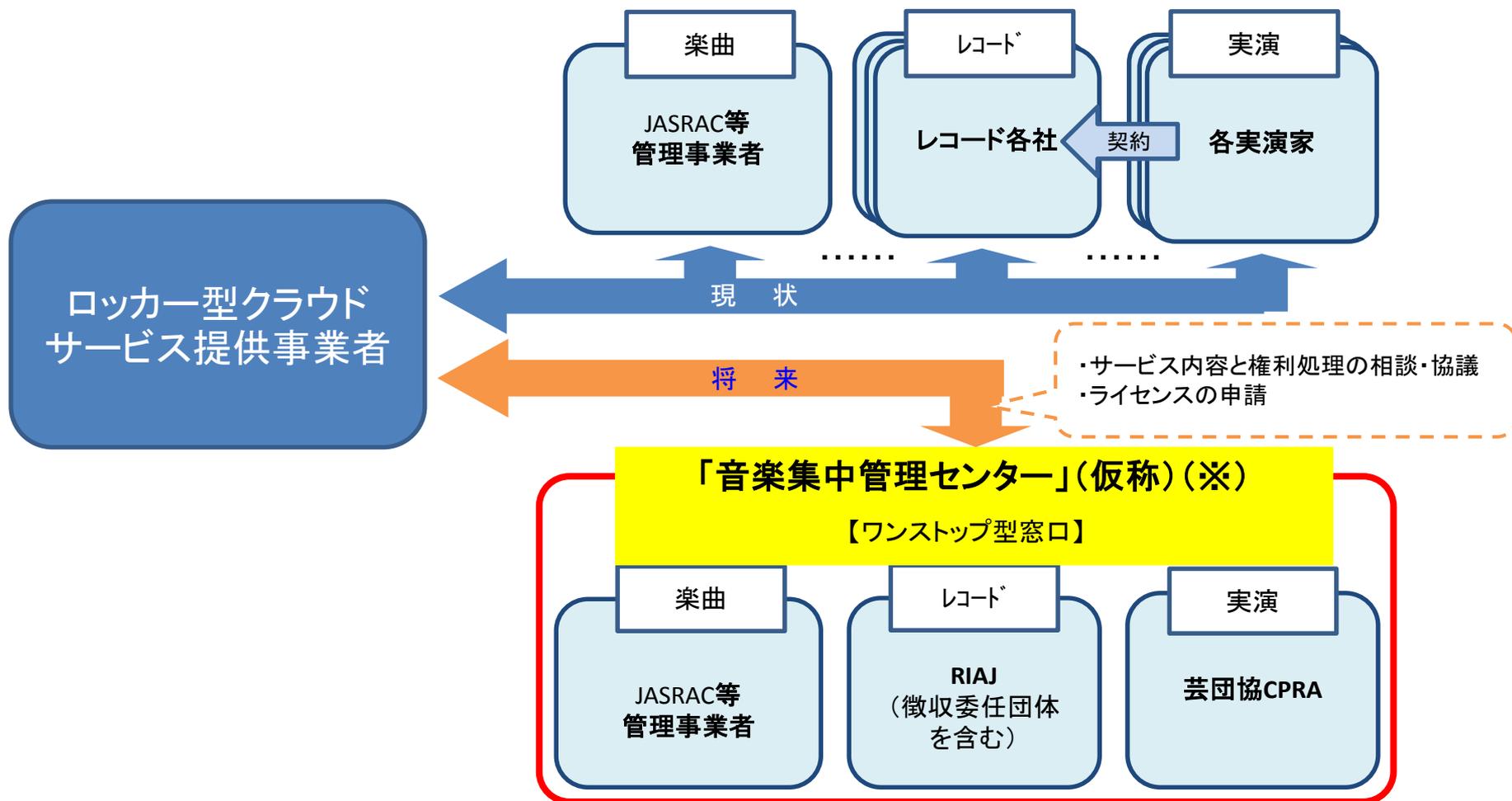
### 許諾を必要とするべきサービスを円滑に実施するための方策

- 許諾を必要とするべきサービスについて、一部の事業者から権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等のコストを低減すべきとのニーズが出されたこと等を踏まえ、権利者側から**「集中管理による契約スキーム」の案**が示された。
- 集中管理による契約スキームについては、契約コストの低減につながるだけでなく、権利者との許諾が必要か否かグレーなサービスに対しても事業者がリスクヘッジとして容易に契約することが可能となり、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供できることが可能になるとして、**本スキームの有用性を評価する見解で委員の意見がおおむね一致した※2。**

※1 著作権法上、複製の主体は一律に定められるものではなく、複製の対象、複製の方法、複製の関与の程度といった様々な事情をもとに司法において判断される。

※2 関連して、(一社)日本経済団体連合会からは、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている。

# (参考)集中管理による契約スキームのイメージ



※ センター設立に向けては、現在、権利者団体を中心に検討が進められているところ。

## ② ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて

### 検討の対象となったサービス※

#### 【私的使用目的の複製を支援するサービス】

メディア変換サービス	利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。
個人向け録画視聴サービス	事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。
プリントサービス	画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

#### 【クラウド上の情報活用サービス】

スナップショット・アーカイブ	利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。
論文作成・盗作検証支援サービス	公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供(和訳等含む)を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。
評判分析サービス	インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。
法人向けTV番組検索サービス	クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

- 上記サービスについて、実際にサービスを行っている主な事業者や関係権利者の意見を聴取しつつ検討。
- 過去の審議会での議論を踏まえ、著作物の表現を利用者が享受していると評価されるか否かを一つの基準として検討。

※このほか、アクセシビリティサービス及びeラーニングに関しては、著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討。

## 検討結果

①メディア変換サービス

②個人向け録画視聴サービス

③プリントサービス

④スナップショット・アーカイブ

⑤論文作成・盗作検証支援サービス

⑥評判分析サービス

⑦法人向けTV番組検索サービス

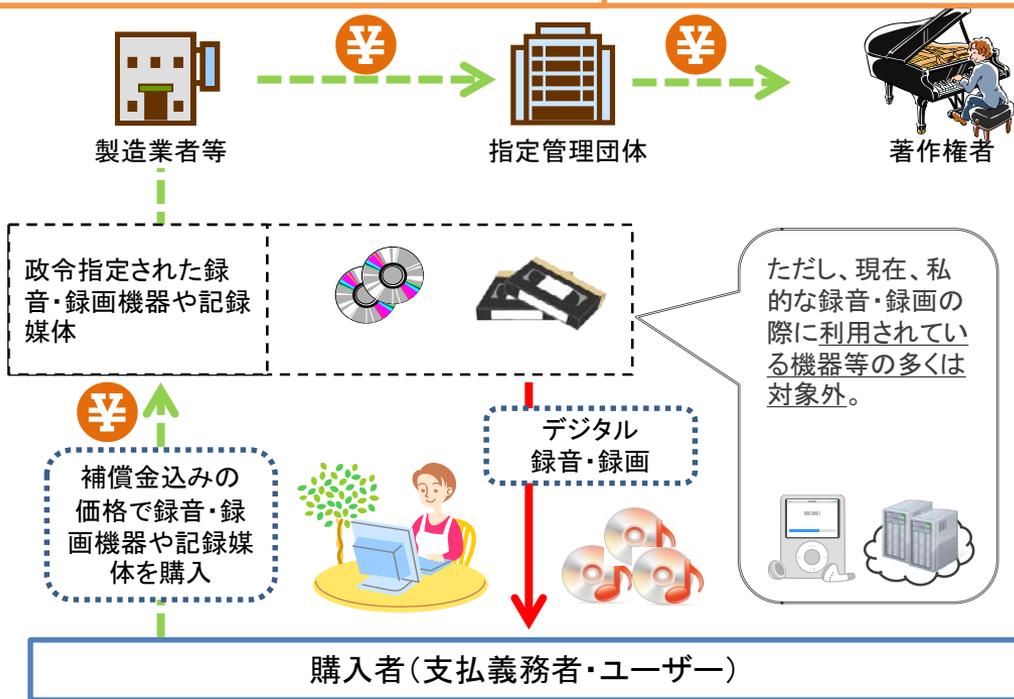
・いずれのサービスも、基本的には著作物の表現を利用者が享受しているサービスと評価されるため、他人が著作権を有する著作物を利用する場合には、著作権者の許諾が必要と解される。

・また、⑤⑥については、一部に著作物の表現を利用者が享受しないと評価されるサービスがあるとの意見が示されたものの、実際にサービスを行っている事業者から、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用により十分に対応している旨の意見が表明された。

- 本小委員会で提示された内容を前提とする限り、現時点においては法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった。
- 他方、各サービスの更なる発展のためのステップとして、円滑なライセンス体制を構築するための話合いが関係当事者間においてなされることが重要であり、その動向を注視する必要がある。

# (2) クリエーターへの適切な対価還元

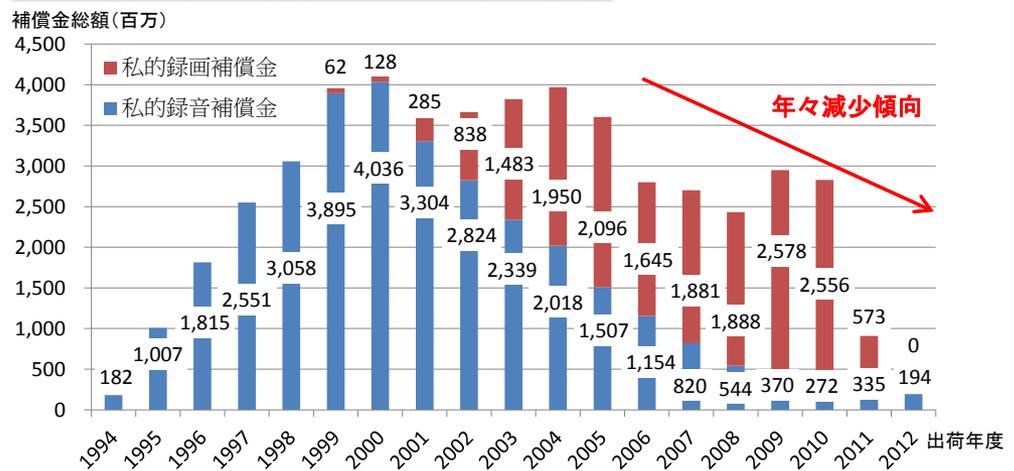
## 私的録音録画補償金制度の概要



政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととされている。  
(法第30条第2項)

補償金の実際の支払いは、メーカー等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体(指定管理団体)に支払われる。

## 私的録音録画補償金の徴収額の推移



文化審議会著作権分科会での検討状況

- ・「私的録音録画に関する実態調査」の結果について報告。質疑応答及び検討を実施。
- ・調査結果を受け、権利者団体より、結果の分析について発表。
- ・権利者団体より、クリエイターへの適切な対価還元に関する意見発表。

⇒平成27年度も、引き続き検討を行う。

## 2. 電子書籍に対応した著作権の整備

- ・平成26年の著作権法改正により、紙媒体による出版のみを対象としていた著作権制度について、電子書籍も対象となるよう拡充。

「知的財産推進計画2014」における記述

### 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

#### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(電子書籍の本格的な普及促進)

- 電子書籍に対応した著作権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された著作権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援など、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省・経済産業省)

### 対応状況



- ・改正後の著作権制度について、文化庁ホームページに**改正法の概要**や**Q&A**等を掲載。
- ・関係団体等へ周知等を実施。関係団体等では、改正後の著作権制度に対応した出版契約書のひな形を作成・周知するなどの取り組みを行っている。
- ・一般社団法人日本出版インフラセンターにおいて、書誌情報や著作権に関する情報を登録・管理する「**出版情報登録センター**」を平成26年12月に設立し、平成27年7月の本稼働に向けて準備を進めている。
- ・出版関係団体や著作者団体により、出版契約等に関する出版社と著作者間のトラブルの解消を目指す相談や和解のあっせん等を行う「**一般社団法人出版ADR**」を設立することとし、平成27年3月に設立総会を開催。

# 3. 教育の情報化

- ・近年、デジタル教科書・教材の需要が増加していることから、教育の情報化についても本格的な対応が急務となっている。

「知的財産推進計画2014」における記述

## 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備 (教育の情報化の推進)

- 全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、総務省)
- 大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

## 対応状況(著作権関係)

- ・平成26年9月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、検討課題として提示したところ、教育現場における具体的なニーズを調査し、論点整理した上で検討すべきとの意見が出された。

- ・「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」において、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等についての調査を実施。
- ・調査結果を踏まえ、**今後の文化審議会著作権分科会で検討**する予定。